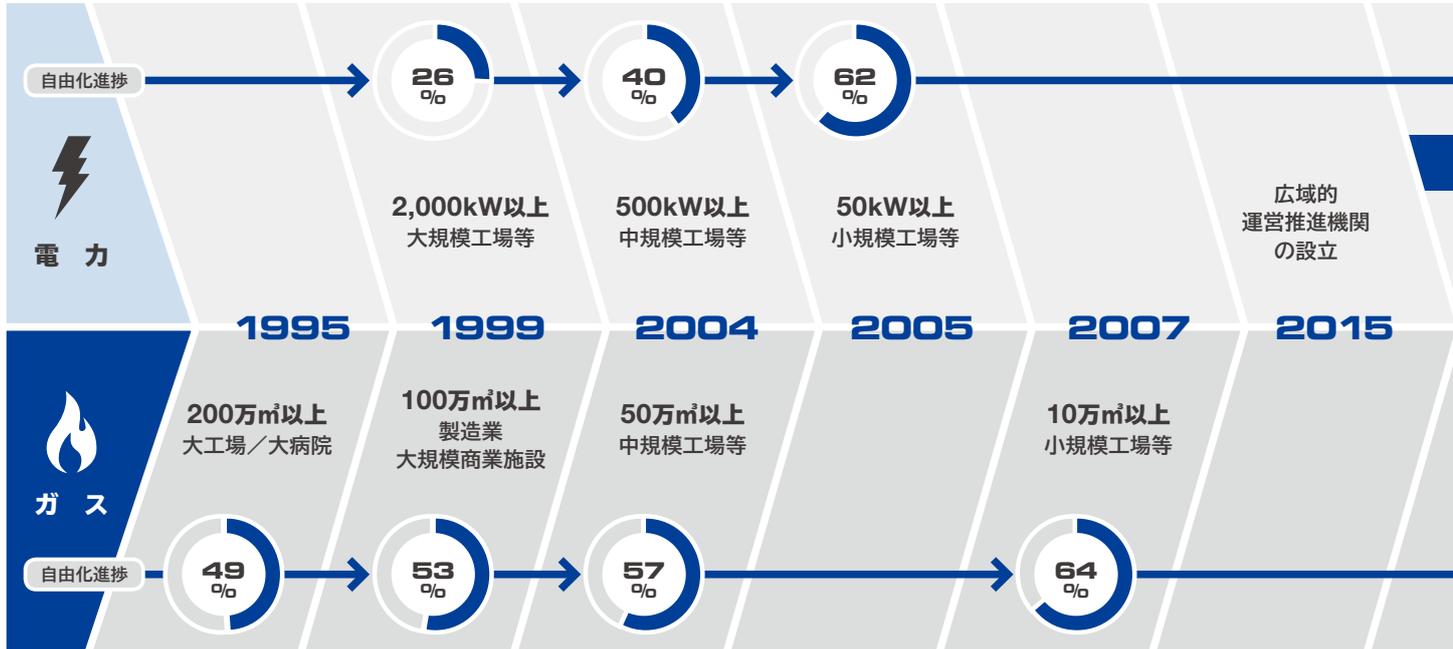


電力・ガスシステムの規制改革

電力・ガスシステム改革の意義・目的と主なスケジュール



ガスシステム改革

2017年4月から、小口向けガス小売におけるこれまでの地域独占や料金規制が撤廃されました。これまでガス事業は「一般ガス事業者」が製造～供給～販売までワンストップで行っていましたが、ガスシステム改革により「ガス導管事業（一般・特定）」、「ガス小売事業」、「ガス製造事業」の3類型に整理されました。小売事業者（新規参入者）は導管事業者に対してガス導管の使用料（託送料金）を支払ったうえで、ガス導管を使用し、家庭用・小口業務用向けのガス販売が可能となりました。

当社グループの取組み

2017年3月期において、当社グループは、電力小売事業に新規参入するとともに、2017年4月のガス小売全面自由化に向けての準備を重点課題として進め、これまで順調に始動しています。

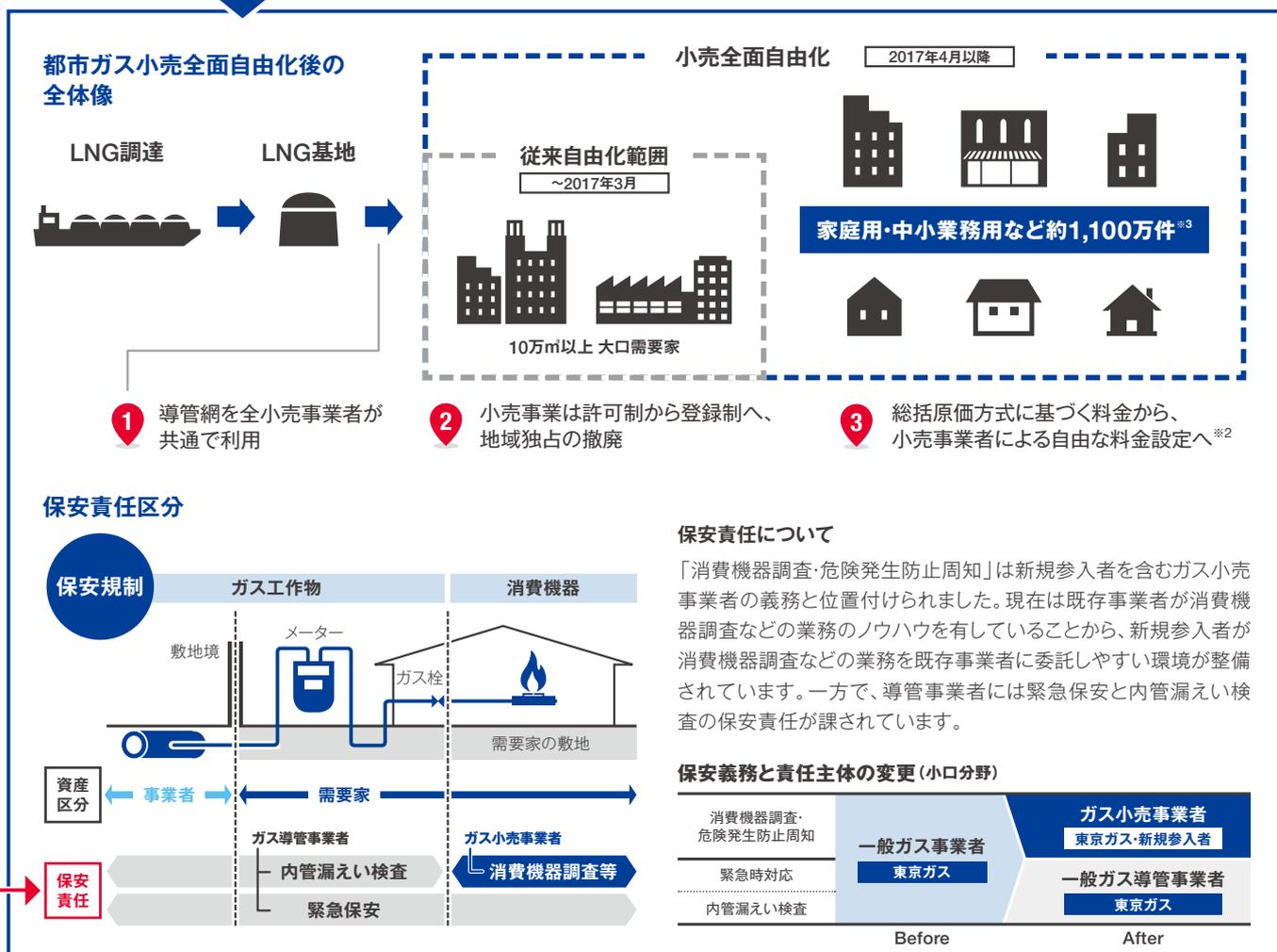
小口分野の変化



各事業者が担う主な役割、 ガスシステム改革による主な変化、東京ガスの強み

事業者類型	LNG基地事業（ガス製造事業）者【届出制】	一般ガス導管事業者【許可制】	ガス小売事業者【登録制】
事業者が担う 主な役割	自社小売部門の要請や他社との契約に基づいたガスの製造	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自ら維持・運用する導管を用いた、その供給エリアにおける託送供給* ■ 導管網運用者としてすべての小売事業者に対する公平な運用 ■ 最終保障供給義務 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自らのお客さまにお届けするために必要な供給能力の確保と供給
ガスシステム改革 による主な制度措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 余力の範囲におけるLNG基地の第三者利用義務化 → 多様な小売事業者の参入促進 	<ol style="list-style-type: none"> ■ 導管網を全小売事業者が共通で利用 → 公平な小売競争環境、適切なガス導管網の整備 	<ol style="list-style-type: none"> ■ ガス小売事業は、許可制から登録制へ → 地域独占の撤廃 ■ 大口、小口に関わらず、すべてのお客さまが多彩なサービス・料金メニューを提供する小売事業者を選ぶことが可能に
東京ガスグループ の強み	安定かつ効率的な基地運用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存ガスパイプラインネットワークの安全かつ安定的な運用 ■ 供給力向上に向けた最適な新規インフラの拡充 ■ 緊急保安体制 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総括原価方式に基づく料金から、小売事業者による自由な料金設定へ*2 → 競争による料金低廉化の実現

これまでエネルギー市場の規制改革は段階的に進められてきましたが、
2016年4月の電力小売全面自由化、2017年4月のガス小売全面自由化により、
エネルギー市場は全面的に自由化されました



※1 ガスを供給する事業者(託送供給依頼者)のガスを導管事業者の導管で受け入れて、同時に受け入れた場所以外の地点で、受け入れた量と同量のガスを導管事業者の導管から供給すること。託送料金は、ガス供給する際にガス小売事業者が利用する導管利用料金であり、その料金設定に対して、国による認可査定を受ける。

※2 他のガス小売事業者-LPガス・オール電化などとの十分な競争関係が認められない場合に限り、経済産業大臣が指定する旧一般ガス事業者について経過措置料金規制を課し、小売料金の実質的な上限を設ける。

※3 東京ガスのお客さま件数